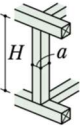
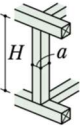
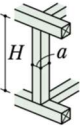


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																	
	ページ	行																			
1	48	12	住宅では、柱の断面寸法は、10.5cm角、通し柱は12cm角が多い。最小断面寸法は、表1のように定められている。大規模な建築物や柱の負担する荷重が大きい場合には構造計算によって安全を確かめる。	平屋建や 2 階建の一般的な住宅では、管柱は 10.5cm～12cm 角、通し柱は 12cm 角の断面寸法が多い。3 階建以上や、延べ面積^①が 300m²を超える大きな規模の木構造では、柱の断面寸法を含めた各部材の寸法は、構造計算により安全を確かめて決める。柱の最小断面寸法には規定^①があり、平屋建や 2 階建の一般的な住宅では設計支援ツール^②から求めることができる。																	
	～	～																			
	49	1																			
	48	側注																			
	49	7																			
	9	表 1	表 1 柱の小径と支点間距離$\left(\frac{a}{H}\right)$ <table><tr><th colspan="2">屋根の種類 建築物の規模</th><th>金属板葺など軽い屋根の建築物</th><th>かわら 瓦葺など重い屋根の建築物</th><th>備 考</th></tr><tr><td colspan="2">平屋建</td><td>$\frac{1}{33}$</td><td>$\frac{1}{30}$</td><td rowspan="3"> H：構造耐力上主要な横架材の相互垂直距離 a：柱の小径（短辺の長さ） </td></tr><tr><td rowspan="2">2階建</td><td>2階</td><td>$\frac{1}{33}$</td><td>$\frac{1}{30}$</td></tr><tr><td>1階</td><td>$\frac{1}{30}$</td><td>$\frac{1}{28}$</td></tr></table> (建築基準法施行令第43条による)	屋根の種類 建築物の規模		金属板葺など軽い屋根の建築物	かわら 瓦葺など重い屋根の建築物	備 考	平屋建		$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$	 H：構造耐力上主要な横架材の相互垂直距離 a：柱の小径（短辺の長さ）	2階建	2階	$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$	1階	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{28}$	② 約 1.8m を柱間隔の基本的な数値とするが、詳しい寸法は地域によって異なる。 ③ 各階の床面積の合計。
屋根の種類 建築物の規模		金属板葺など軽い屋根の建築物	かわら 瓦葺など重い屋根の建築物	備 考																	
平屋建		$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$	 H：構造耐力上主要な横架材の相互垂直距離 a：柱の小径（短辺の長さ）																	
2階建	2階	$\frac{1}{33}$	$\frac{1}{30}$																		
	1階	$\frac{1}{30}$	$\frac{1}{28}$																		
			のきげた どうざし 軒桁・胴差^① 隅柱^②	のきげた どうざし 軒桁・胴差^③ 隅柱^④ 削除																	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1 (続き)	49	側注	挿入 ① →p.51 ② 建築物の隅部に設ける柱。 表2に接合金物の例を示す。 表2 筋かい端部に用いる接合金物の例	① 建築基準法施行令第43条参照。 ② 公益財団法人日本住宅・木材技術センターが提供している表計算ツールや早見表による方法がある。 ③ →p.51 ④ 建築物の隅部に設ける柱。 表1に接合金物の例を示す。 表1 筋かい端部に用いる接合金物の例
2	54	図 21 側注	(a) 耐力壁の種類 挿入 ③ 2階建以上または50m²を超える木構造の建築物に適用される。 挿入	(a) 耐力壁④の種類 ③ 2階建以上または50m²を超える木構造の建築物に適用される。 ④ 耐力壁には、準耐力壁（面材が横架材に止められていない壁で高さや幅に規定がある）や垂れ壁・腰壁も壁量計算に算入できる。 筋かいによる耐力壁のうち、上下の横架材の上端間の鉛直距離が3.2mを超えるものは、高さの割に幅が狭いと倍率を低減する（国土交通省告示447号）。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	55	6	●必要な壁量 = (検討する階 の床面積) × (階や構造に応じて 決められた数値) [cm] (1) (6 行目の側注欄に追加) 挿入 側注	●必要な壁量 = (検討する階 の床面積) × (階や構造などに 応じて求める数値^②) [cm] (1) ② p.49 の柱の最小断面 寸法と同様に、公益財団 法人日本住宅・木材技術 センターが提供している 表計算ツールや早見表に より求める方法がある。
4	57	側注	② 建設省告示第 1460 号 2 項参照。 挿入	② 建設省告示第 1460 号 2 項，<u>国土交通省告示 第 447 号</u>参照。

番号	訂正箇所		原	文	訂	正	文
	ページ	行					
5	89	表 2					

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	94	側注	挿入 表 6 複層ガラス 挿入 (JIS R 3209 :2023)	② 低放射ガラス (Low-E ガラス) を用い て、遮熱・断熱性を高め たものがある。 複層ガラス② (JIS R 3209 :2023)
7	193	表 1	(日本建築学会編「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説 :2015」より作成)	(日本建築学会編「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説 :2025」より作成)
8	218	側注	③ 延べ面積が 3000m² 以下の建築物で、軒高が 9m 以下で、かつ梁間が 挿入 13m 以下のものをいう。 建築基準法施行令第 67 条参照。 挿入	③ 延べ面積が 3000m² 以下の建築物で、軒高が 9m 以下で、かつ梁間が 13m 以下のもの <u>などを</u> いう。建築基準法施行令 第 67 条、<u>国土交通省告</u> <u>示第 955 号</u>参照。
9	236	図 15		